令 和 5 年 川 辺 町 議 会 第 1 回 定 例 会 令和5年3月3日(金) 午前 9時00分開会

議事日程	(第1号)		
日程第	1			会議録署名議員の指名
日程第	2			会期の決定
日程第	3			諸般の報告
日程第	4	(承認第	1号)	専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般
				会計補正予算(専決第4号)》
日程第	5	(承認第	2号)	専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般
				会計補正予算(専決第5号)》
日程第	6	(諮問第	1号)	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第	7	(同意第	1号)	教育長の任命につき同意を求める件
日程第	8	(議案第	1号)	可茂消防事務組合規約の一部改正に関する協議について
日程第	9	(議案第	2号)	川辺町副町長定数条例の制定
日程第1	O	(議案第	3号)	川辺町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関す
				る条例の一部を改正する条例
日程第1	1	(議案第	4号)	川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び
				川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第1	2	(議案第	5号)	川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
				に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第1	3	(議案第	6号)	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
				める条例の一部を改正する条例
日程第1	4	(議案第	7号)	川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
				準を定める条例の一部を改正する条例
日程第1	5	(議案第	8号)	川辺町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
日程第1	6	(議案第	9号)	令和4年度川辺町一般会計補正予算(第5号)
日程第1	7	(議案第1	0号)	令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
				2号)
日程第1	8	(議案第1	1号)	令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
				号)
日程第1	9	(議案第1	2号)	令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第2	0	(議案第1	3号)	令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第2	1	(議案第1	4号)	令和5年度川辺町一般会計予算
日程第2	2	(議案第1	5号)	令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算

日程第23 (議案第16号) 令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算

日程第24(議案第17号) 令和5年度川辺町介護保険特別会計予算

日程第25 (議案第18号) 令和5年度川辺町水道事業会計予算

日程第26(議案第19号) 令和5年度川辺町下水道事業会計予算

本日の議会に付した案件議事日程のとおり

出席議員(8名)

議	長	佐伯	雄幸	副詞	養長	櫻井	芳男	1	番	石原	利春
3	番	瀬尾	俊春	4	番	市原	敬夫	7	番	古川	政久
8	番	平岡	正男	9	番	井戸	三兼				

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町	麦	佐藤	光宏	教育長	野尻	政俊
参		白村	茂	総務課長	井上	健
会計管理	理者兼会計室長	石本	清二	企画課長	重本	佳明
税務課長	麦	佐伯	政宣	住民課長補佐	高田	茂
健康福祉	沚課長	横田	博生	産業環境課長	馬場	誠
基盤整備		渡邉	明弘	教育支援課長	馬場	啓司
生涯学習課長		佐伯	毅彦	上下水道課長	渡辺	英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前 9時00分)

◎議長(佐伯雄幸君) 皆さん、おはようございます。令和5年川辺町議会第1回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和5年第1回川辺町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。開会にあたり、注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症防止対策として、飛沫を防止するため、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。

また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いします。

また、住民課長不在のため、課長補佐の高田茂君が出席をしておりますので、御承知おきください。

なお、本議会より、議会のデジタル化の一環として、タブレット端末を活用し議会運営 を行ってまいりますのでよろしくお願いします。

招集者の町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 本日ここに、令和5年川辺町議会第1回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しい中、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日々、町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、嬉しい話題を1つ紹介させていただきたいと存じます。先日、新聞に目を通しておりましたら「住み続けたい街ランキング2022全国版」という記事に目が止まりました。と言いますのも川辺町が全国で92位にランクインしたという記事でございました。中部6県から100位以内ランクインしたのは12市町村で、岐阜県からは安八町と川辺町のみという結果でございました。このランキングは賃貸・住宅建設の大手企業が実施しているもので、調査は20歳以上を対象とし、ネットを通じて住み続けたいと思うかを5段階で聞き、2022年までの3年間の累積点数の平均で順位を出したものでございました。

近年、町ではボートの町としてのみならず、7座ある山々の魅力を積極的に発信しており、軽登山が楽しめる町としても注目されております。特に下麻生地区の「遠見山」は「岐阜のグランドキャニオン」として、さまざまなメディアでも取り上げられ、多くの登山客で賑わっております。このような町の魅力を発信することが、町外に向けてのPRのみならず、故郷の魅力を再認識することに繋がり、町民の皆さまのシビックプライドの醸成に繋がっているのではないかと感じております。一方、いまだに続く感染症の影響、物価・エネルギーの高騰、不安定な国際情勢、深刻な気候変動などさまざまな問題を抱える今日にあっても、引き続き町民の皆さまに誇りを持ってもらえるような町づくりに取り組んでまいりたいと決意を新たにしたところでございます。本日より始まる本定例会では、令和5年度の新年度予算も御審議いただきます。町の未来に向け、また持続可能な行政を考えるうえでも大切な議会であると受け止めております。

次に、新型コロナウイルス感染症の動向についてです。

今年の正月は3年ぶりに行動制限がなく、報道によりますと、鉄道や飛行機の利用客数 は昨年よりも増加し、コロナ禍前と比べると8割ほどに回復したとも言われております。 また、1月に日本を訪れた外国人旅行者は推計で149万人となっており、前月比で12万人余り増加したとのことで、人々の動きが徐々にコロナ禍前の水準に戻りつつあります。 岐阜県では、昨年末から感染者が増加し第8波に入りました。町でも年末から感染が拡大し、1月上旬にかけては1日の感染確認が30名を超える日もございました。このような状況を受け、岐阜県では「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出し、県内市町村が一丸となって感染防止対策に取り組んでまいりました。町民の皆さま、事業者の皆さま、医療従事者の皆さまなど、多くの皆さまのご協力があり、1月中旬以降は徐々に感染者が減少し、第8波が終息し感染拡大が落ち着きつつあります。

さて、新型コロナウイルスの感染が拡大してからの3年間、町では国や県と連携しながら、感染拡大防止に努めるとともに、町独自の「川辺おうちごはん券発行事業」、「商品券発行事業」、「子育て世帯への支援」など、さまざまな事業に取り組んでまいりました。こうした中、1月27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部より、令和5年5月8日から新型コロナウイルスを現行の2類相当からインフルエンザと同等の5類に変更するとして、その方針が示されました。これは新型コロナウイルスの発生以降、その対応として極めて大きな変更となります。変更までには今しばらく時間がございますが、引き続き国や県の動向を注視し、この大きな転換期に適切に対応できるよう取り組んでまいります。

また、マスク着用の考え方についても、行政が一律にルールを設けるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするとの決定がなされ、令和5年3月13日から適用することとされました。同時に高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面として、医療機関受診時、医療機関や高齢者施設への訪問時、通勤時など混雑した電車やバスに乗車する際などが示されています。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮していただきながら、それぞれの場面に沿った対応をお願いいたします。町としましても国や県、医療機関など各関係機関と連携しながらコロナウイルスと共存する社会へと舵を切ってまいりたいと考えております。引き続き皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、承認案件2件、人事案件2件、条例 案件7件、予算案件11件、その他案件1件の計23案件でございます。どうか慎重に御 審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりまして の御挨拶といたします。

◎議長(佐伯雄幸君) 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号8番 平岡正男君及び9番 井戸三兼君の2名を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る 2月24日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から16日までの14日間とした いと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3月16日までの14日間とすることに決定いたしました。

それでは、議案等の審議については、第1回定例会会期日程のとおり行いますので、よ ろしくお願いします。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり、「令和4年12月20日 川監第28号」、「令和5年1月20日 川監第30号」、「令和5年2月21日 川監第32号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 井上健君。

- **◎総務課長(井上健君)** 承認第1号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川 辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」について説明。
- ◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を 行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第4号)》」は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第5号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。健康福祉課長 横田博生君。

- **◎健康福祉課長(横田博生君)** 承認第2号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第5号)》について説明。
- ◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を 行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを 承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第5号)》」は承認することに決定いたしました。

日程第6 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」御説明申し上げます。人権擁護委員は、議会の意見を聞き、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱するもので、現在、川辺町では4名の方にご活躍いただいております。

そのうちのお一人でございます安江克文氏におかれましては、本年6月30日をもって任期満了を迎えられますので、同氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

安江氏は、提出しております別添資料にございますとおり、令和2年の就任より人権擁護委員として積極的に活動されており、人格・識見が高く、誠実・温厚な人柄で、地域の皆様方の信望も厚く、人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間でございます。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を 行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、 安江克文さんを適任として答申したいと思います。御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は安江克文さんを適任として答申することに決定しました。

日程第7 同意第1号「教育長の任命につき同意を求める件」を議題といたします。

白村茂君は、退場をお願いします。

(参事退場)

- ◎議長(佐伯雄幸君) 提出者の説明を求めます。町長 佐藤光宏君。
- ◎町長(佐藤光宏君) 同意第1号「教育長の任命につき同意を求める件」について、御説明申し上げます。

教育委員会につきましては、現在、教育長と委員4名の方に御活躍いただいております。そのうちの現教育長でございます野尻政俊氏が令和5年3月31日をもって辞職されることに伴い、後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任命につき同意をお願いいたしますのは、氏名 白村茂、住所 川辺町上川辺1355番地、生年月日 昭和37年4月5日であります。

白村氏におかれましては、別添資料の略歴にもございますとおり、昭和61年に川辺町役場に入庁され、以降長きにわたり行政・教育関係に従事されました。中でも平成26年4月からは川辺町教育委員会事務局教育課の対策監として、平成27年4月からは同課長としての経験があります。また、平成30年4月からは住民課長として、平成31年4月から総務課長として、令和4年4月からは参事としての経歴をお持ちの方で、行政全般はもちろん教育全般にも精通している方でありますので、今後の川辺町教育の発展に寄与していただけるものと確信しております。なお、任期につきましては、現任者の残任期間である令和5年4月1日から令和6年9月30日まででございます。

よろしく御審議のうえ、同氏を任命することについて、御同意いただきますようお願い 申し上げます。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を 行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから同意第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、 これを同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって同意第1号「教育長の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。 白村茂君の入場を求めます。

(白村茂入場)

- ◎議長(佐伯雄幸君) 白村茂君に報告いたします。ただ今、教育長に同意されました。 ここで、白村茂君の発言を許可します。登壇してお願いします。
- ◎参事(白村茂君) このたびは、御同意いただきまして誠にありがとうございます。

一言、御挨拶申し上げさせていただきたいと思います。

野尻教育長の後任ということでございまして、野尻教育長の教育、子育てに対する思い や願いを引き継ぎつつ、直面する諸課題に取り組んで参りたいと考えております。

最重要課題でございます小学校再編統合事業をはじめといたしまして、子ども園、小学校、中学校の環境整備、中学校部活動の地域移行、子ども家庭センターの設置など課題は山積しておりますが、子ども、児童、生徒を真ん中に置いて一人一人が健やかに安心して学べる環境づくりに努め、川辺町が目指す子どもの姿でございます、心身ともに健康で郷土を愛する人間性豊かな子どもの育成に向け、さらには子育て世代に選ばれる町づくりにつなげてまいりたいと考えております。

また、青少年の健全育成、生涯にわたって学び続けることができる学習の機会、スポーツ、文化活動の充実にも注力してまいりたいと考えております。

もとより微力ではございますが、多くの関係者の皆様の御支援、御協力をいただきながら誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。議員の皆様方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長(佐伯雄幸君) 御苦労様ですが、次の世代を担って立つ子どもたちのためにも、 よろしくお願いいたします。

日程第8 議案第1号「可茂消防事務組合規約の一部改正に関する協議について」を議題といたします。

本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第1号「可茂消防事務組合規約の一部改正に関する協議について」御説明申し上げます。

可茂消防事務組合の事務所の位置、組合議員の職務代理などの規定を変更するための、同組合の規約の改正について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、本議会において議決を求めるものでございます。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- ◎議長(佐伯雄幸君)これより質疑を行います。質疑はございませんか。 (「質疑なし」の声あり)
- ◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号につきましては、総務委員会に付託して審査することにした いと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号につきましては、 総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第2号「川辺町副町長定数条例の制定」、日程第10 議案第3号「川辺町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第11 議案第4号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長

等の給与に関する条例の一部を改正する条例」の3件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第2号から議案第4号までを一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第2号「川辺町副町長定数条例の制定」について御説明申 し上げます。

本件につきましては、地方自治法第161条第2項の規定に基づきまして、副町長の定数を1人と定め、施行日を令和5年4月1日からとするものでございます。併せて本条例の附則第2項におきまして「副町長を置かないことの条例」を廃止するとともに、同附則第3項では、特別職報酬等審議会に副町長の給料額を諮問する規定を整備するものでございます。

町では平成21年10月の「川辺町副町長を置かないことの条例」の施行から副町長を置かないこととしてまいりましたが、現在、地方公共団体の課題は、地方分権改革、地方創生、デジタル社会への対応など多様化しており、自主性、自律性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図る必要があると考えております。そのため、政策・企画立案、危機管理など私を補佐してもらうために、副町長を是非置きたいと考えております。

具体的に副町長を置く理由といたしましては、大きく3つございます。

第1には、町を取り巻く環境の大きな変化です。住民に身近な行政は地方公共団体が担い、自主性の発揮が求められる地方分権、人口減少・少子高齢化の課題に取り組む地方創生、町民の利便性や業務の効率化に繋がる自治体DXの推進、コロナ禍後における社会経済活動の再活性化、職員の能力を最大限に引き出すための働き方改革など、多様化するさまざまな課題に取り組んでいく必要がございます。

第2としては、危機管理体制の充実でございます。近年の激甚化・頻発化する自然災害は莫大な被害・損害を生じさせております。また、新型コロナウイルスの新たな変異株の流行や新型コロナウイルスに代わる新たな感染症が出現し、パンデミックを引き起こす可能性もございます。

我々には町民の生命・財産を守るという重要な役割があります。このため、 地域防災計画・国土強靭化地域計画を策定し、災害に対して備えてはおりま すが、いつ何時発生するか分からない災害に対して万全な体制で備える必要 がございます。

第3としては、町が抱える喫緊の課題の推進でございます。これには大きく3つの事業があり、第1は「小学校再編計画」、第2は「中川辺駅西地区周辺整備事業」、第3は「企業進出への対応」でございます。

まず1つ目の事業は「小学校再編計画」の推進でございます。

本町の学校教育方針では「心身ともに健康で 郷土を愛する人間性豊かな子ども」を「めざす姿」としております。この方針を一層推進していく手法として、小学校の再編とともに、中学校と連携し、学習内容や生活の仕方について、小中一貫しての教育を進めたいと考えております。小学校1年生から中学校3年生までの枠組みを再編成し、1つの学園としての「義務教育学校」も検討いたしまして、小中学校の枠を超えた指導や支援、専門的な教育を推進したいと考えております。また、3小学校は、昭和40年から50年代に建設され、相当の年数が経過し、校舎の老朽化が進んでいることに加え、人口減少や少子化などにより、児童・生徒数が減少傾向にございます。

このようなことから、2030年4月の統合を目途にいたしました「川辺町小学校再編計画」を進めております。再編による校舎の跡地活用など教育行政以外への影響も非常に大きく、町民の皆様にも様々な面でご理解とご協力をお願いすることになると考えております。今回の学校再編につきましては、役場全庁に関連する一大プロジェクトであると位置づけ、町長部局の特別職に副町長を置き、町長・教育委員会両部局が持てる力を結集し、このプロジェクトを推進したいと考えております。

2つ目の事業は「中川辺駅西地区周辺整備事業」でございます。

子どもの頃「太田へ連れていってあげる」と言われ、大変喜んだことを今でも鮮明に覚えています。太田とはJR高山本線「美濃太田駅」南側の駅前商店街のことで、商店街には買い物客がたむろし、とても賑やかでした。逆に駅の北側には広大な農地が広がり、このコントラストも記憶に残っております。そして今では、北側の開発も急速に進み、一大商業エリアを形成しています。一方、JR「中川辺駅」の西側は、かつては広大な農地が広がっていましたが、今では多くの住宅が立ち並んでいます。この駅西地区に再整備を施し、川辺町発展への礎を築きたいと考えております。

3つ目の事業は「企業進出への対応」でございます。

福島地区への企業進出については、民間同士の取引であることから、現時点で町としてなす術がございませんが、引き続き動向を注視し、このプロジェクトが成約に至った暁には、町としての受け入れ態勢を万全にすべく、今から準備していく必要がございます。

これら3つの事業を役場全庁に関連する3大プロジェクトであると位置づけ、強力に推進していく必要がございます。

以上の理由から、町長部局の特別職に副町長を置き、町長、議会、教育委員会、全部局が総力を挙げ、町を取り巻く環境の変化、抱える課題の解決に向けて取り組みたいと考えております。

次に、議案第3号「川辺町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に 関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年引上げにより、岐阜県市町村職員退職手当組合の定年前退職の募集対象規定が改正されるため、町条例についても同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例 及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明 申し上げます。

本件につきましては、町長の諮問に基づき川辺町特別職報酬等審議会から 川辺町長、教育長、議会議員の議長、副議長、委員長及びその他の議員の報 酬について答申を受け、2つの町条例の一部を改正し、特別職の給与、議員 報酬について月額5%程度の増額とするものでございます。

以上、3議案につきまして、一括して御説明いたしました。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- ◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。3番 瀬尾議員。
- ◎3番(瀬尾俊春君) 座ったままでいいですか。
- ◎議長(佐伯雄幸君) はい。
- ◎3番(瀬尾俊春君) 副町長を置くことについて、ちょっと質問させていただきます。 私が議員になった時に、それから町長が今回選任された時、その時に副町長を置きたい という話があったように覚えております。その時に残念ですが、議員の方からは否決とい うことで副町長はまだ置かないよということに決まったと覚えております。

その時の状況から言いますと、今回、町長が今お話しのなさった中で一つだけ違うのは、福島に何かひょっとしたら大きな企業が来るんじゃないかということで、まだこれは確定はしておりません。ということは、状況は何も変わっていないということになるんですが。何か私がいろいろ聞いているところでは、町長は岐阜県の町村会の役を仰せつかって、対県、対国に対して大きく撃って出るというようなお話を聞いているように思うんですが、その話が全然出ませんでしたが、その点をもう一度はっきりここでお示しいただきたいと思います。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 町長、佐藤光宏君。
- ◎町長(佐藤光宏君) 御質問にお答えします。県の役職につきましては、現在まだ確定はしておりませんので今回申し上げませんでした。以上です。

◎議長(佐伯雄幸君) よろしいですか。その他、質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号から議案第4号までの3件につきましては総務委員会に付託 して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第4号までの3件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

ここで場内の換気のため、休憩をとります。再開時間は10時5分とします。休憩に入ります。

(休憩午前9時50分)(再開午前10時5分)

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号から議案第4号までの3件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第4号までの3件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第5号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第13 議案第6号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第14 議案第7号「川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第15 議案第8号「川辺町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」の4件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第5号から第8号まで一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第5号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、大きく2つございます。

1つ目は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

2つ目は、子ども家庭庁設置法に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法の改正に伴い、町条例にて引用している項番号を改正するものでございます。

次に、議案第6号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、大きく2つございます。

1つ目は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

2つ目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する 省令の施行に伴い、安全計画の策定など乳幼児の安全の確保に関する規定を 加えるものでございます。

次に、議案第7号「川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、安全計画の策定など利用児童の安全の確保に関する規定を加えるものでございます。

次に、議案第8号「川辺町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する 条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、子ども家庭庁設置法に伴う関係法律の整備に関する 法律の施行による子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用している町条例 の条番号を改正するものでございます。

以上、4 議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号から議案第8号までの4件につきましては総務委員会に付託 して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号から議案第8号までの4件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第9号「令和4年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」、日程第17 議案第10号「令和4度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」、日程第18 議案第11号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、日程第19 議案第12号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」、日程第20 議

案第13号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」の5件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第9号から議案第13号まで、一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第9号「令和4年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」につきましては、既定の予算額に3千866万2千円を追加し、予算総額を、58億7千820万9千円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和4年度の決算見込による歳入・歳出所要額の整理に加え、国の第2次補正予算に対応する補正等を行なうものでございます。

歳入では、町税、地方消費税交付金、国の2次補正による普通交付税、前年度からの繰越金などを増額すると共に、歳出事業費の確定に伴う地方債の発行額などを整理しております。

歳出におきましても、国の2次補正による社会資本整備総合交付金に係る 事業費の増額、下水道事業における調査業務等に伴う一般会計からの補助金 の増額、そのほか、各種事業費の決算見込による所要額の整理を行っており ます。

なお、これらによる財源の余剰分につきましては、2030年4月の開校 を目指す、小学校再編計画の新校舎建設に備え、小学校建設基金へ積み立て ることとしております。

また、繰越明許費補正では、「田中1号線改良事業(補正分)」、「PCB廃棄物収集運搬及び処分業務」を追加、地方債補正では、「町道新設改良事業(補正分)」を新たに追加するものでございます。

次に、議案第10号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、既定の予算額に、7千429万1千円を追加し、予算総額を10億1千543万円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和4年度の決算見込みにより事業費を整理するもので、歳出における保険給付費を増額し、これに伴う 国庫補助金、県補助金、繰入金などを整理するものでございます。

次に、議案第11号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)」につきましては、既定の予算額から204万9千円を減額し、 予算総額を1億7千359万7千円とするものでございます。

補正内容につきましては、令和4年度の決算見込により事業費を整理し、 後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰入金 を減額するものでござい ます。 次に、議案第12号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」につきましては、既定の予算額に429万1千円を追加し、予算総額を9億7千463万7千円とするものでございます。

主な内容につきましては、介護サービス給付費を増額するなど、決算見込みにより事業費を整理し、それに伴う国・県などからの補助金や基金繰入金などにつきまして、所要額の補正をするものでございます。

次に、議案第13号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」につきましては、収益的収入および支出ともに1千64万2千円を増額し、資本的収入で5千104万3千円、資本的支出で5千613万9千円をそれぞれ減額するものでございます。

補正内容につきましては、令和4年度の決算見込みによる事業費について 整理を行い、収益的収入および支出、資本的収入および支出の各所要額を補 正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。 よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- ◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。 (「質疑なし」の声あり)
- ◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号から議案第13号までの5件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号から議案第13号までの5件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21 議案第14号「令和5年度川辺町一般会計予算」、日程第22 議案第15号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第23 議案第16号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第24 議案第17号「令和5年度川辺町介護保険特別会計予算」、日程第25 議案第18号「令和5年度川辺町水道事業会計予算」、日程第26 議案第19号「令和5年度川辺町下水道事業会計予算」の6件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第14号から議案第19号までの令和5年度各会計各会計の当初予算案につきまして、その概要を一括して御説明いたします。

令和5年度の川辺町当初予算編成につきましては、川辺町第5次総合計画に掲げる将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現、「まち・ひと・しごと創生法」による川辺町版総合戦略の実現を基本方針に、令和5年度の当初予算編成を行ないました。

町の主要プロジェクトである「小学校再編計画」、宅地化が進む中川辺駅 西地区のインフラ整備を進める「中川辺駅西地区周辺整備事業」については、 令和5年度に引き続き重要施策として事業を推進致します。また、新型コロ ナウイルス感染症の影響についてはワクチン接種の進展もあり、経済活動の 再開を見据え、町民生活や経済活動に及ぼす影響を最小化できるよう、各種 交流事業やイベント事業の再開など、コロナ禍後を見据えた事業計画とし、 新年度の予算編成を行いました。

一般会計の予算総額は、53億9千300万円、対前年度比1億1千40 0万円、2.2%の増となりました。

次に、特別会計については、国民健康保険事業特別会計 9億6千696 万3千円、後期高齢者医療特別会計 1億7千790万7千円、介護保険特別会計 9億4千840万5千円となりました。

次に、公営企業会計については、水道事業会計 6億5千24万円、下水道事業会計 10億5千162万円となり、一般会計・特別会計・公営企業会計を合わせた総額で、91億8千813万5千円。対前年度比で1億7千649万9千円、2.0%の増となりました。

各会計とも、歳入では、国・県の動向を見極めながら財源確保に努めるとともに、地方債の発行においても交付税措置など有利な財源の確保に努め、各種基金からの繰り入れなども考慮し、健全な財政運営を念頭に、予算を編成いたしました。

はじめに町の一般会計歳入総額の約4分の1を構成する町税につきましては、対前年度比4.6%増の13億1千229万4千円を見込んでおります。

コロナ禍により低迷した経済活動も、ワクチン接種の進展や重症化率の低下などを受け、コロナ禍後に向けた本格的な活動が再開しつつあり、総務省発表の地方財政計画においても税収は前年度を上回る見通しでございます。

本町においても半導体不足の影響を受ける軽自動車税を除いた、町民税・ 固定資産税・たばこ税は、増収の見通しでございます。

特に、法人町民税においては、対前年度比1千965万6千円、29.4% 増の8千660万9千円を見込んでおります。

また、地方消費税交付金につきましても、景気の動向に大きく影響される 交付金でございますが、県からの通知を元に算定した令和5年度交付見込額 は、当初予算ベースで、対前年度比1千813万7千円、7.9%増の2億 4千786万6千円を見込んでおります。

次に、地方交付税は、地方財政計画及び町の算定基礎額などから積算した結果、対前年度比400万円の増額となり、17億8千400万円を計上しております。

このうち、普通交付税は、当初予算ベースで算定の基礎数値となる基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、町の財源不足額は前年度から僅かに減少する見通しでありますが、国の地方財政計画における臨時財政対策債への財源不足額の振替額が昨年に続き、大きく減少する見込みのため、普通交付税の額は増額になる見通しでございます。

国庫支出金については、「社会資本整備総合交付金」、「新型コロナウイルスワクチン接種対策」に係る負担金・補助金などの減少により、対前年度比1千761万7千円の減額となり、3億7千36万9千円を計上しております。

県支出金については、乳幼児等への医療費助成に対する「福祉医療費助成事業補助金」や「子ども・子育て支援事業費補助金」などが増加する見込みであり、総額としては対前年度比1千457万3千円の増額となり、2億7千678万5千円を計上しております。

寄附金では、ふるさと川辺応援寄附金に2億円を計上し、制度本来の趣旨を理解のうえ、地域産業の振興、川辺町特産品の情報発信も行い、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

繰入金につきましては、対前年度比5千294万7千円の増となり、5億5千721万8千円を計上しております。高齢者福祉事業には「いきがい基金」、下水道事業補助金には「環境整備基金」をそれぞれ4千万円充当すると共に、中川辺駅西地区周辺整備事業には、「まちづくり基金」から6千万円を財源充当し、快適に暮らすことができるまちづくりを推し進めてまいります。

町債につきましては、前年度とほぼ同額の、2億340万円を新たに起債することとしております。地方債の起債にあたりましては、交付税措置がある財源的に有利な地方債のみ起債することとし予算計上しております。

続きまして、歳出の主な事業につきましては、第5次総合計画に掲げております6本の体系に添いまして、御説明申し上げます。

はじめに、一つ目の柱「美しく安らぎのあるまちづくり」に関する事業で ございます。

交通安全・防犯関係では、自転車乗車時のヘルメット着用が令和5年4月1日から全国的に努力義務化されることに伴い、高齢者や児童生徒が新たに「ヘルメット」を購入する際にその費用の一部を助成する補助事業を予算化したほか、中川辺駅及び下麻生駅に併設の町営駐輪場に、利用者の安全安心、犯罪の未然防止を図る「防犯カメラ」を新規に設置致します。

防災関係では、ドローンを活用した災害活動に備え、消防団員等のドローン操縦免許取得費用を助成する「ドローン2等操縦ライセンス取得講習」事業、老朽化した第4分団の「小型動力ポンプ積載車」を更新する費用などを計上し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、二つ目の柱「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に関する事業で ございます。

町の福祉施設の拠点である「やすらぎの家」照明設備について、高効率な LED照明設備への改修を行い、施設の省エネルギー化を図ります。

福祉・子育て関係では、障がい者の自立支援を扶助する「障がい者総合支援事業」、18歳以下の子どもや一定の障がいを有する方などの医療費負担を軽減する「福祉医療助成事業」、妊婦・子育て世帯への経済的支援を目的

とする「出産・子育て応援事業」をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進のため、その所要額を予算措置しております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の重要施策である「ワクチン接種事業」につきましては、令和5年度においても、従来の予防接種事業から切り離し、単独の事業として機動的なワクチン接種を進めます。

国民健康保険事業では、引き続き医療費の動向に注意を払い、疾病の予防 に資する、特定健康診査や特定保健指導を進め、保険事業の健全運営に努め てまいります。

介護保険事業におきましても、介護サービス諸費の推移を見守りつつ、適 正な介護保険事業の運営に努めてまいります。

次に、三つ目の柱「みんなで学び合うまちづくり」に関する事業でございます。

こども園関係では、第2こども園と第3こども園に「保育支援システム端末」を導入する事業費を計上し、令和4年度に整備済みの第1こども園と併せ、町内すべてのこども園の「保育ICT化」事業の完了を図ります。

学校教育関係では、中学校における「休日の運動部の部活動地域移行」に向けた、専任のコーディネーター配置などに要する費用を計上するとともに、 老朽化した「学校給食配送車」の更新費用も計上しております。

また、町の主要プロジェクトである「小学校再編計画」につきましては、 2030年4月開校に向け、「統合基本計画作成業務」を始めとする調査費 用などを計上すると共に、新校舎建設費の準備として積立を行っております 「小学校建設基金積立金」にも予算を確保しております。

なお、公民館関係では、施設の省エネルギー化を図るため、公民館図書室 他照明設備LED化改修工事に係る費用なども計上しております。

次に、四つ目の柱「快適に暮らすことができるまちづくり」に関する事業 でございます。

道路改良事業では、下川辺石神線の歩道新設工事や、田中1号線改良工事、 関街道線歩道設置工事など、令和4年度に引き続き、国の「社会資本整備総 合交付金」なども活用し事業を実施してまいります。

また、農業用施設関係におきましても、石神地内の樫鳥排水路拡幅工事、 中川辺地内の雌鳥排水路護岸改修工事を引き続き実施してまいります。

都市計画関連では、町の主要プロジェクトとして取り組んでおります「中川辺駅西地区周辺整備事業」におきまして、宅地化が進む同地区のインフラ整備を念頭に、令和5年度は「跨線人道橋及び西駅舎設計業務」、「町道拡幅及び(仮称)駅西広場用地取得費」などを予算計上し、着実な事業の進捗を図ります。

移住定住対策では、住宅の新築・建て替えに対する助成、空家の解体・改修に係る費用の補助、空き家バンクの普及啓発など、移住定住に係る諸事業を引き続き実施いたします。

上水道関係では、老朽化が原因と思われる漏水が多数発生しており、これら老朽管の更新工事をはじめ、給水、配水設備の修繕や水質検査などの実施により、上水道の安全で安定した供給に努めてまいります。併せて、平成28年度より着手しております「重要給水施設配水管耐震化事業」を継続して実施いたします。

下水道関係では、引き続き「社会資本総合整備計画」に基づき、施設設備の更新工事や管渠の耐震化、老朽化が進む雨水管の排水施設修繕を実施します。また、飛騨川左岸側の水洗化の向上に伴い、比久見汚水幹線マンホールポンプ山川橋圧送管工事も実施してまいります。

次に、五つ目の柱「新たな活力をおこすまちづくり」に関する事業でございます。町内の観光資源を掘り起こし、活力あるまちづくりを実現するため、地域住民の方々のご協力のもと、鬼飛山、八坂山、遠見山、権現山など幾つもの登山道整備に取り組み、SNSなども活用し、積極的なPR活動を実施してきた結果、新聞やテレビ番組などでも紹介され、町外からも多くの方に、川辺町へ来ていただけるようになりました。

この貴重な観光資源の更なる魅力の増進を図るべく、来年度は、県の「森林空間活用促進事業補助金」を活用し、新たに、中川辺・鹿塩地内を結ぶ登山道の整備を行います。また、多くの登山者が訪れている下麻生地内に「遠見山登山者用トイレ併設駐車場」を整備し、地域及び登山者の環境整備も行い、活力あるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

農林業関係では、就農者を支援する「農業次世代人材投資事業補助金」をはじめ、農業機械の導入・更新に要する費用の補助、有害鳥獣対策など引き続き実施してまいります。

また、労働・商工関係では、地域貢献を希望する全国の人材と、町内事業者を結ぶ「地域貢献副業人材活用支援」に係る事業費を計上するなど、商工業の振興を推し進めます。

最後に、六つ目の柱「共に考え行動するまちづくり」に関する事業でございます。

市町村間での競争が激しさを増す、「ふるさと川辺応援事業」ふるさと納税につきましては、地域の特産品や観光資源などを寄附の謝礼品とすることで、全国の方々に川辺町の魅力を伝える重要なツールとして推進していくと共に、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

また、令和5年8月31日に任期満了となる町議会議員の選挙につきましても、新年度当初予算にその費用を計上させていただいております。

以上、当初予算の概要を説明させていただきました。どうか慎重に御審議いただき、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号から議案第19号までの6件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第19号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、3月4日から3月15日までの12日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、3月4日から3月15日まで の12日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。次回は、3月16日、木曜日、午前9時から の再開といたします。本日はこれで散会といたします。皆さん大変御苦労様でした。

(閉会 午前10時40分)

令 和 5 年 川 辺 町 議 会 第 1 回 定 例 会 令和5年3月16日(木) 午前9時00分開会

日程第	1			一般質問
日程第	2	(議案第	1号)	可茂消防事務組合規約の一部改正に関する協議について
日程第	3	(議案第	2号)	川辺町副町長定数条例の制定
日程第	4	(議案第	3号)	川辺町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関す
				る条例の一部を改正する条例
日程第	5	(議案第	4号)	川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び
				川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第	6	(議案第	5号)	川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
				に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第	7	(議案第	6号)	川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
				める条例の一部を改正する条例
日程第	8	(議案第	7号)	川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
				準を定める条例の一部を改正する条例
日程第	9	(議案第	8号)	川辺町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
日程第1	О	(議案第	9号)	令和4年度川辺町一般会計補正予算(第5号)
日程第1	1	(議案第1	0号)	令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
				2号)
日程第1	2	(議案第1	1号)	令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
				号)
日程第1	3	(議案第1	2号)	令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第1	4	(議案第1	3号)	令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第1	5	(議案第1	4号)	令和5年度川辺町一般会計予算
日程第1	6	(議案第1	5号)	令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算
日程第1	7	(議案第1	6号)	令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算
日程第1	8	(議案第1	7号)	令和5年度川辺町介護保険特別会計予算
日程第1	9	(議案第1	8号)	令和5年度川辺町水道事業会計予算
日程第2	0	(議案第1	9号)	令和5年度川辺町下水道事業会計予算
追加日程	第	1		緊急質問
追加日程	第	2 (発議第	(1号)	川辺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定
追加日程	第	3 (発議第	32号)	川辺町議会会議規則の一部を改正する規則
追加日程	第	4		議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日の議会に付した案件 議事日程のとおり

出席議員(8名)

議	長	佐伯	雄幸	副調	養長	櫻井	芳男	1	番	石原	利春
3	番	瀬尾	俊春	4	番	市原	敬夫	7	番	古川	政久
8	番	平岡	正男	9	番	井戸	三兼				

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

				the transfer of		
町	長	佐藤	光宏	教育長	野尻	政俊
参	事	白村	茂	総務課長	井上	健
会計	管理者兼会計室長	石本	清二	企画課長	重本	佳明
税務課長		佐伯	政宣	住民課長補佐	高田	茂
健康福祉課長		横田	博生	産業環境課長	馬場	誠
基盤整備課長		渡邉	明弘	教育支援課長	馬場	啓司
生涯	学習課長	佐伯	毅彦	上下水道課長	渡辺	英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前 9時00分)

◎議長(佐伯雄幸君) 皆さん、おはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。 本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

再開にあたり、注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行って下さい。また、議場内の換気のため、休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は、一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内とします。一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。再質問に対する答弁は、自席から着座にて行ってください。発言者はマスクを取っても構いません。それでは、一般質問を始めます。議席番号7番 古川政久君。

◎7番(古川政久君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問につきましては、水道事業会計の経営状況と改正水道法に基づく広域連携について ご質問いたします。回答は、町長ならびに上下水道課長にお願いをいたします。それでは、 本文を読みます。

川辺町上水道事業は、高度成長期から事業が始まり昭和51年に供用開始約50年経過し、高料金(昭和50年代)の中令和2年度まで何とか黒字経営で運営してまいりました。バブルがはじけ併せて少子高齢化、人口減少の時代を向かえることとなり実施計画(水道財政計画)によりますと令和3年度からは単年度収支が赤字となり、令和7年度からは単年度収支、累積も赤字経営となる予測であります。施設も老朽化、耐震化により借金の利払い費が給水原価に跳ね返り高騰をもたらすこととなります。何とか料金を引き上げることなく今日までやってまいりました。内部留保資金を使いながらも現行の料金で努められるよう望むものであります。

また、収入となる水道料金は人口減少により減少して行くと考えられます。現状はこのように厳しい状況である。企業誘致等人口増加対策が喫緊の課題と考えます。

その上で、今後赤字解消対策としての方策はどうか。今後の経営見通し等財務指標(料金回収率、有収率等)の状況についてお答え下さい。

こうした中で、改正水道法に基づく広域連携の推進について、議員に説明がありましたが、改めて法改正の趣旨と、広域的連携等推進協議会の設置、現在の動き、本町への影響について分かる範囲でお答え下さい。また、広域連携による川辺町の影響を定量的な効果がどの程度見込まれるのか、プラス面で考えていいのかどうか伺います。

最後に職員の高齢化、経営のわかる人材、技術職員の育成など喫緊の課題と考えますが どのような認識か伺います。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 上下水道課長 渡辺英樹君。
- ◎上下水道課長(渡辺英樹君) お答えします。

川辺町の水道事業は、昭和47年に計画給水人口13,400人、一日最大給水量6,030㎡として事業認可を受け事業に着手し、昭和51年12月に給水を開始しました。令和3年度には、給水件数が3,756件、年間96万7,800㎡、日当たり2,650㎡の水道水を給水しています。普及率は98%を超え、生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインです。

施設としましては、山楠配水池、標高の高い地区に配水するための加圧ポンプ所が6箇所、そして、約120kmの配水管を保有しています。これらの施設の多くは昭和の時代から建設されており、かなりの年数が経過しているところです。経年劣化による漏水事故等が発生しており、修繕費用や受水費用が増加し経営を圧迫するなど課題となっております。このような状況の中、老朽施設更新事業、また、地震などの自然災害時においても、重

このような状況の中、老朽施設更新事業、また、地震などの自然災害時においても、重要施設等への給水の確保ができるように耐震化事業を進めております。

1つ目の「今後の赤字解消対策としての方策及び、経営見通し等財務指標の状況」についてですが、令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、96.88%となっております。経常収支比率は、当該年度において、給水収益や

一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。数値が100%以上であれば、単年度の収支が黒字であり、数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示します。

給水原価は、1 m³当たり204.17円となっております。給水原価は、有収水量1 m³ あたりについてどれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

供給単価は、1 m当たり 195. 41 Hとなっております。供給単価とは、有収水量 1 m
あたりの給水収益を表す指標です。

「供給単価」を「給水原価」で除したものが「料金回収率」となります。料金回収率は、 95.71%となっております。料金回収率は、給水に係る費用が、どの程度給水収益で 賄えているかを表す指標となります。100%を下回っているということは、給水に係る 費用が、給水収益以外の収入で賄われているということになります。繰出基準に定める事 由以外の繰出金によって収入を補填している場合は、適正な料金収入の確保が求められる とされています。令和4年度から一般会計から、繰出基準外である職員人件費について、 補助金として繰出しいただいている状況です。

有収率は、85.71%となっております。有収率とは、「有収水量」を「県水受水量」で除したもので、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。全国平均は、89.8%となっております。数値が高いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。有収率が低いということは、漏水が多いこと、メーターの不感、消防用水、施設更新に伴う洗管作業等の要因が考えられます。水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、原因を特定し、その対策を講じる必要があります。平成29年度までは、90%前後の数値をキープしていましたが、施設の老朽化が進むとともに漏水事故も多発し、近年の数値となっています。

管路経年化率は、29.06%となっております。保有する総管路延長の内、法定耐用年数の40年を超えた管路延長の割合を示す指標となります。明確な数値基準はないと考えられていますが、数値が高い場合は、今後の管路の更新等の必要性が推測され、更新等の財源の確保や、経営に与える影響を考慮する必要があります。

赤字を解消するためには、費用を抑制し、収益を増加させることにつきます。しかし、施設の老朽化により修繕費や漏水による受水費の増加、施設更新費用など投資に係る費用も必要です。普及率が98%である現状で新たな給水収益の増加は見込めず、また、人口減少社会の到来や、節水型社会への移行により、給水収益の減少も避けられない状況です。将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を令和5年度に見直し、料金改定も視野に入れた具体的な方策を定めていきます。

次に、2つ目の「改正水道法の趣旨、広域連携について」お答えします。

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、令和元年に水道法が改正されました。

水道事業は、主に市町村が経営していますが、小規模で経営基盤がぜい弱な事業者が多いため、スケールメリットを活かして効率的な事業運営が可能となるよう、県を広域連携の推進役として位置づけました。このほか、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について改正がありました。

県では、平成29年11月に県と市町村で構成する「岐阜県水道事業広域連携研究会」

を設置し、広域化に向けた検討を重ねてまいりました。令和5年2月には、広域化の検討を進めるにあたり、市町村財政に与える影響についても考慮する必要があるため、研究会の委員に市町村の財政担当課長を加えるよう設置要綱を改正しております。

県が策定した「岐阜県水道広域化推進プラン(案)」では、経営上の課題分析を行い、 広域化の方向性を示しています。現段階で検討可能な広域化のパターンについて、シミュ レーションを行い、広域化による効果を試算しております。

当面の取り組み内容としまして、岐阜東部広域水道圏では、シミュレーションで試算した結果を活用して、「経営の一体化」及び「施設の共同化」の実施の是非を含め検討を進めることとしています。また、全市町村を対象に、共同化業務の内容ごとに検討部会を設置し、具体的な協議を進めることとしています。

広域連携による川辺町の定量的な効果につきましては、現在のところ持ち合わせてございませんが、今回実施したシミュレーションを基に、条件設定等を一から見直したうえで、それぞれ、「経営の一体化」については令和8年度、「施設の共同化」については令和7年度、「管理の一体化」については令和6年度を目途に、研究、議論を深めていくこととしています。

100%県水からの受水で運営している川辺町におきましても、県と受水市町の施設を共同整備するなど、施設の集約やダウンサイジングによるコストの削減、また、広域化事業に対する補助金の拡充による新たな財源の確保など、施設の共同化や経営の一体化による効果は大きいと期待しています。

以上2点について、私からの答弁とさせていただきます。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 町長 佐藤光宏君。
- ◎町長(佐藤光宏君) 3点目のご質問は、「職員の高齢化、経営のわかる人材、技術職員の育成」についてのご質問でございます。古川議員からご心配いただきましたように、人材育成とりわけ技術や経営にたけた職員の育成はたいへん難しく大きな課題です。そしてそれは、私のみならず水道課の全職員が頭を悩ませている問題であります。

水道の漏水や破断は昼夜を問わず、場所を問わず、ある日突然に起こります。その都度、 職員は現場に駆け付け、事故原因を究明し、措置を施します。そうした行動の基本には、 卓越した知識と技術が必要となります。体力も忍耐力も必要です。職員同士のチームワー クも必要です。そして勤務を続ける中で、当然ながら経営センスも求められてきます。

そのため、職員は幾度となく研修を受け、研鑽を積み、上下水道課水道係職員としての知識と技量を磨いております。努力を続けております。どうか、そうした職員たちを励まし勇気づけ応援してほしいのです。お願いばかりで恐縮ではございますが、水道水は町民の「命の水」です。その供給を使命として懸命に働く、課長をはじめ職員一人一人を鼓舞し、元気づけ、声援を送っていただきたいと思います。経営状況が次第に追い込まれてゆくなかで、どうしたら「命の水」を守っていけるのか、安定供給を継続できるのか、議員皆様からの熱い御支援と御声援をお願い申し上げます。ありがとうございました。

- ◎7番(古川政久君) 議長、再質問をお願いします。
- ◎議長(佐伯雄幸君) それを許可します。

◎7番(古川政久君) ただいま、課長の方から水道事業の経営状況ならびに改正水道法についての答弁がございましたが、改めて再質問をいたします。

1点目につきましては、水道事業の経営状況は、ご案内のように赤字経営を余儀なくされ、経営の見直しもまったなしでございます。原価が給水料金を上回り給水量が増加すればするほど本当に悲しいことでございますが、収益を上げるにはコストを削減するしかないんですね。現状は赤字ですので、単価が収益を上回っておりますので、量が増えれば増えるほど赤字になると、こういった構造でございます。

そこで改めてですね、1点目お伺いしますが、先ほどもありましたようにトレンドとしては人口減少で減ってくるということでございますが、何かいい方策とかですね、先ほど私は企業誘致と言いましたが、改めてそこらあたりですね、人口が増加することも大事な点だと思いますので、何か策がありましたらご答弁願います。

それから2点目でございますが、今後老朽化施設の更新、先ほどもお話ございましたように、耐震化も計画的に前に進めていかなくていけませんが、財源について私は心配しておりまして、国との補助金ばっかでいければいいんですけど、起債だとかですね、一般会計から頼ったり留保資金を取り崩したりも考えられるわけでございますが、これらの今後の方針についてですね、水道課長から答弁をいただきたいと思います。結局は最終的には料金回収ということで、料金を上げてですね、その費用負担に充てていくのが最後の手段だと思いますが。そのあたり、よろしくお願いします。

続きまして3点目でございますが、水道法の改正がございました。これはもう画期的な 改正だったと思います。水道事業をとにかく経営基盤強化にするということでございまし て、広域の中でいろいろ施策を進めていくという考え方ですが、総務課長さんも御出席し てみえる研究会の方ですね、何か川辺町にとっていいことだとか、何か目新しい物があっ たら御報告いただければと思います。

最後の4点目ですが、先ほども広域化によってですね、スケールメリットが出るように努力していかなければなりませんが、本当に川辺町にとってこの広域連携というものが料金を上げずに済むような大きな改革に繋がっていくのかどうか、このあたりを改めて今わかっている範囲内で結構ですので、どのように思ってみえるか率直な所を教えていただきたいと思います。以上4点でございます。よろしくお願いいたします。

- **◎議長(佐伯雄幸君)** 上下水道課長 渡辺英樹君。
- ◎上下水道課長(渡辺英樹君) まず1点目の「今後の給水量」につきましては、減少していく見込みと先ほどもお伝えしましたが、現在の普及率が98%を超えていること、また人口減少社会におきまして川辺町の将来人口も減少見込みであること、また節水機器の普及や節水意識の向上によりまして水需要が減少しておりますので、今後は減少にいくものと考えております。

2点目の「財源」につきましては、まず国の補助金は優良な財源ですので、補助採択要件の緩和や拡充の要望を引続き行ってまいります。国の補助金が確保できない場合につきましては、起債に頼らざるを得ないと考えております。起債の借り入れ利率につきましても、現在上昇傾向となっておりますので、どれだけを起債とするか、また内部留保資金をどれだけ充てるのかにつきましては、情勢を把握して慎重に見定めたいと考えております。なお、内部留保資金につきましては、潤沢にあるわけではございません。水道事業の収益

につきましては、料金収入しかございませんので、議員仰せのとおり最後は料金として回収しなければならないと考えております。令和5年度に「経営戦略」を見直ししますので、その中で財政計画を料金改定も含めて検討してまいります。

3点目、4点目の「広域化による影響及び成果」につきましては、川辺町におきましても広域化による成果はあると考えております。現段階におきましては検討可能な広域化パターンを洗い出して、費用算定の手引きに基づきまして、そちらにある費用関数を用いてシミュレーションを実施しているところです。これを基に、令和5年度から県や市町の現状に対応するよう設定条件等を一から見直して、再度シミュレーションを行います。さらにこれから研究、議論を深めることとしています。料金系業務の共同化や資器材の共同購入など「管理の一体化」につきましては、令和6年度を目途に、浄水場や配水池の共同整備など「施設の共同化」については、令和7年度を目途に、「経営の一体化」については、令和8年度を目途に方向性を明らかにするとしておりますので、今後経過につきましては折を見てご報告させていただきたいと思っております。以上、再質問に対しての答弁とさせていただきます。

- ◎7番(古川政久君) 所見を述べて終わります。
- ◎議長(佐伯雄幸君) それを許可します。
- ◎7番(古川政久君) 今回私は、水道経営及び経営を取り巻く環境を打開するための水道法の改正につきまして、質問をいたしました。水道課の経営上の問題については、今後経営戦略を立てられましてしっかりやっていただくことだと思いますけど、これを契機といたしましてですね、川辺町全体のですね、各会計についての経営状況、将来のみとおしについてしっかり分析されまして、問題があるのかないのか、今のままだと将来どのようになるのか、といった総点検の1つのきっかけにぜひお願いをしたいわけでございます。なお、ここで注意をしなければならないのはですね、水道も私もまず安泰だと思ったわけでございますが、やはり黒字経営はいつ黒字から赤字経営になるか、これはわかりませんので、予断を持って見ることは差し控えなければならないと思っております。

そして物価高騰、それから資本費の増大によりまして、原価はますます高くなるばかりだと思いますので、このへんについてですね、知恵を絞っていただいてですね、どうしたら原価を安くなるかという知恵を出していただきましてですね、料金改定がですね、できるだけ少なくても済むように、ましてや原価が上がった分だけ上げるというようなことはないように、ここでお願いをしたいと思います。

それで最後でございますが、先ほど耐震工事の話がございました。耐震工事については、 防災という大きな視点でございますので、ぜひともこれは広域性の高うございますので、 これは税金の方から、一般会計の方から繰出すべきと思いますので、ぜひ町内でですね、 財政当局との話し合いの中で、できたらルール化をしていただきたいと思うわけでござい ます。

それから料金をですね、最悪上げる場合につきましても、先ほど何回もくどく申し上げましたが、いろんな策を練ってですね、広域連携の話もそうでしょうし、細かい点についてもつぶさに検討されまして料金を上げる場合については、最後の最後にしていただきたいということを思います。

それから町長から人材育成の話がございました。この点も非常に大事でございますので、 粘り強くですね、町の将来を担う職員を育成するよう重ねてお願いいたします。以上です。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 以上で、古川政久君の一般質問を終わります。
- ◎9番(井戸三兼君) 議長、動議。緊急質問をお願いします。
- ◎議長(佐伯雄幸君) ただ今、井戸三兼君から緊急動議が出ました。 その内容をお知らせください。
- ●9番(井戸三兼君) 一般質問を出しましたところ、町長から、取り下げてもらえんか、という打診がございまして取り下げることにしたわけですけど、福島地区のデータセンターと半導体企業が進出するということで大いに期待していたわけですけれども、出てくる企業が「アンパワージャパン」という企業でございまして、2023年今年の1月17日に登記したばかりの会社でございます。そういうことからですね、情報提供をすべきではないかなということで、今の機会を失うと6月まで表ざたにならないのかなと思っておりまして、今、緊急質問をさせていただきたいと思います。
- ◎議長(佐伯雄幸君) ここで、暫時休憩に入ります。再開時間は追ってお知らせします。 休憩といたします。議員の方は、正副議長室にご参集ください。

(休憩 午前 9時30分)(再開 午前10時 5分)

◎議長(佐伯雄幸君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど、井戸三兼君から緊急質問をしたいと、同意を求められました。

したがって、井戸三兼君の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

井戸三兼君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すこと に賛成の方は、ご起立願います。

(起立多数)

- ◎議長(佐伯雄幸君) お座りください。起立、多数、よって、可決されました。 資料を配りますので、しばらくお待ちください。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 井戸三兼君の発言を許可します。自席にて行ってください。 議席番号9番 井戸三兼君。
- **◎9番(井戸三兼君)** それでは、議長の許可をいただきましたので、緊急質問をさせていただきます。

福島地区に、データセンターと半導体関連企業が進出すると、大いに期待をしていました。しかし、先の行政連絡会議において、町長から進出企業についての説明があり、その内容に驚いております。

エンジンからモーターへ、EV化の流れは世界的な潮流となっており、EV化をより効率的に行うためには蓄電池の小型化、充電能力や時間、走行距離の伸長が欠かせません。こうした能力で、世界最先端のバッテリーを生産する企業が来るとのことですが、この企業の情報についていささかもわかっておりません。

アンパワージャパンという企業が2023年、今年の1月17日に登記をされておりますが、この企業の資本構成はどのようになっているのか。

それから最近、中国資本による日本の国土買収が取り沙汰されるようになりました。

2006年から2021年までに日本の森林、5,851haが外国資本に買われております。こういったことからも、日本の所有権の場合は法律で強く守られておりますから、将来、この福島の土地についても、いささかの疑念が湧いてくるわけでございます。いつの時点で町民の皆様に、正確な情報をお示しされるのか、そのへんについて町長にお尋ねします。

- **◎議長(佐伯雄幸君)** 町長、佐藤光宏君。
- ◎町長(佐藤光宏君) まずもって、井戸三兼議員のご質問にありました一般質問を取り下げてくれと、お願いをいたしましたことについては、これは今微妙な段階にありますので、そういったことを議会からご質問されることは非常に都合が悪いと。私どもからは、知りゆる情報は議会にすべてお話をしておりますけれども、今進出するかしないか微妙な段階で、私どもは進出してほしいと思っております。それは議員の皆様はじめ、町民の多くの皆様がそう思っておられるんではないでしょうか。ですから、今バタバタ、バタバタして、賛成だの反対だのという時期ではありません。これはあくまでも、民間対民間の仕事でございますので、私どもが誘致したわけでもなんでもなくて企業が進出したい、進出するも進出しないも企業の独自判断で行われることですから、今はしばらくは静かに見守ってもらいたいということで、取り下げていただきたい、ということを申し上げました。

それから情報については、まだ地権者と企業との間は契約は締結されてはおりません。 したがいまして、外野がガヤガヤ、ガヤガヤ言うのはまだおかしい時期にあります。で、 情報公開をせよ、というお話でございますけども、3月26日に地権者説明会があるとい うことは、私も申し上げました。企業がこちらへおいでになって、地権者の皆さん101 人にその内容を説明されるということですから、議員の皆さん、もし興味がおありであり ましたら、その説明会に御出席をいただければより詳しい内容がわかるのではないかとい うことです。

それから中国資本がどうのこうのというお話がございましたけれども、それに対しても 私から今答える言葉はございません。いずれにいたしましても総括いたしますと、ただ今、 正確な情報を皆様にお伝えする何物も持ち合わせておりませんので、そのへん御理解いた だきたいと思います。以上です。

- ◎議長(佐伯雄幸君) よろしいですか。再質問ですか。
- ◎9番(井戸三兼君) 再質問です。
- ◎議長(佐伯雄幸君) それを許可します。
- **◎9番(井戸三兼君)** 今、町長から説明がありまして、何も答えられることはない、ということでございますけれども、来られる企業についてはわかっているわけですから、この企業についての情報については、やはり、川辺町としても知っておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 佐藤町長。
- **◎町長(佐藤光宏君)** ただ今のご質問は、詭弁です。どの企業が進出するのか、まだ今時点で確定はしていませんので、今、進出を希望している企業が「もう、やめた」と、「川

辺町という所は、いろいろ難しい所だ」「進出するのはあほらしいからやめた」となれば、企業は来ませんよ。そしてその企業のことを、私がペラペラ話したとしてもそれは憶測にしかすぎませんので、そのへんは知恵深くですね、御了解をいただきたいと思っております。

井戸さんが「知りたい」ということはよくわかりますし、昨年の8月に不動産屋側から 説明がありましたその時とは、進展がだいぶ変わっております。それについては、ある程 度の知識は私もありますけど、それを公の場で、お話しするような機会はないと思います。

明日、私どもと議長、副議長に東京のビッグサイトへ行っていただきまして、見本市を 見て来ることになっております。ただし、それはこの企業がこういうことをやっていると いうことを見に行くだけで、川辺に進出するかどうか締結契約が締結されるまでは、まだ わからないのじゃないですか。どうですか。いずれにいたしましても、私どもとしまして は、この川辺町が大きく飛躍するチャンス、そのステップになるわけですから、ここは大 事に、慎重に、静かに物事を進めていきたいというのが私の気持ちですので、議員諸氏に おかれましても全員賛成でしたけれども、よくよく御理解をいただきたいと存じます。以 上です。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 井戸三兼君。
- ◎9番(井戸三兼君) まぁ、そういう気持ちもわからんでもないですけど、我々としてはですね、最初にデータセンターとか半導体の企業が来るんだよ、と聞いていた関係で、非常に戸惑っておるということでございますので、ぜひ、この企業についてですね、まぁこの企業が来るかどうかわからないということですが、進出企業については調べておく必要があると申し上げて、私の質問を終わります。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 以上で、井戸三兼君の緊急質問を終わります。

それでは、これより議席番号4番 市原敬夫君の一般質問を始めます。議席番号4番 市 原敬夫君。

◎4番(市原敬夫君) 議長より許可をいただきましたので、地域コミュニティについて 町長にご質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の流行から3年余り、川辺町においても多くの方が感染され、 今なお、終息に至っておりません。

しかし、国は、ウイズコロナとして、経済再建のために、緩和政策が進んでいます。私たちは、自己管理をしながら感染予防をしていく事が大切であります。

こうした中で、この3年間、学校行事や地域のふれあい事業が難しい状況で、みんなで一緒にということが少なくなり、年1回の自治会総会や子ども会、高齢者の事業なども出来ない状況にありました。

その結果、大きな大事なものが失われた気がいたします。それは、みんなが一緒に、助け合って何か事業をやるという形が失われつつあることです。

そこで、地域コミュニティを進めるうえで、次の3点について提案をし、町長の考えを 伺います。

1. 地域のふれあいの場づくりについて

毎月第3日曜日は、「家庭の日」と定められていて、家族のふれあいが行われます。私は、地域の交流の場として、月に1回「地域ふれあいの日」を作り、地域の公民館を開放し、こどもからお年寄りまで、自由に遊び、交流する。そしてできれば、そこに軽い運動が出来る器具があれば、皆さんの健康維持や病気の予防にもつながると考えます。この「ふれあいの場づくり」の提案に対し、行政として積極的に支援する考えはあるか伺います。

2. 子ども食堂、ふれあい食堂の設置について

川辺町に子ども食堂は、一カ所あるかと思いますが、もう少し必要ではないかと思います。

昨今の物価上昇は、異常と思えるほどで、子育て世帯をはじめ、年金生活者など厳しい 生活環境となっています。

現在、社会福祉協議会が、高齢者の見守りを兼ねて、80歳以上の独居の方に、お弁当をお届けいただいておりますが、ふれあいの場として子ども食堂など居場所があれば、生活困窮者の支援とともに、お年寄りがお手伝いをしながら、お互いにふれあいの場になると考えます。また、高齢者の生きがい対策にもつながると考えます。

この子ども食堂(ふれあい食堂)について、行政としてどのように考えて見えるか伺います。

3. 学校の開放について

地域コミュニティの一環として、地域のみんなで子どもたちを育てていくために、地域 の人に学校を知ってもらうことも必要と考えます。

そのため、月に何回か授業参観のできる日を設け、時間のある方が、学校へ出向き、子どもたちの授業や様子を見たり、学校周辺の環境を見て、学校を知ることにより、子育てや学校の奉仕作業に繋がることもあるかと思います。

地域のみんなで、子どもたちを育てる意味からもそんな取り組みも必要と考えますが、 町長の考えを伺います。

◎町長(佐藤光宏君) 世界中をパンデミックに陥れたコロナウイルスの猛威は、人々に大きな恐怖と爪痕を残しました。一時(いちじ)は、マスクが足りない、ワクチンが足りない、人より1日でも早くワクチンを接種したい。夜の街や雑踏に近づいてはならない、満員電車に乗ってはならない、故郷へ帰省してはならない。プロスポーツは無観客で、声援は控えるべし、会議はリモートでするべし。交代勤務にせよ、職場を地方分散せよ、売上減少企業支援の手続きをせよ。病院の面会は禁止、遺骨になって初めて故人と面会できた遺族、家庭内での陽性者の隔離。帰国後は一週間近くホテルで待機せよ、飛行機に搭乗するときは陰性証明を提示せよ、ホテルや保養所で静養せよ。病床が足りない、医師が足りない、仕事がない、などなど、見苦しいまでに翻弄された3年間であったと思います。

また、これまで地域で行ってきた伝統あるお祭りや行事・会合・活動も中止を余儀なく され、この3年間で失われたものは大きく、人々の絆や助け合い・自助努力の精神などな ど。その損失は測り知れないものがあります。

こうした中で、市原議員のご提案は、失われようとする地域コミュニティの良さを再認識し、その後退を少しでもくい止め、明るく安心して暮らせる自治会を作っていこうとする熱意からでたものであると存じます。そしてその主役は行政ではなく、地域の方お一人お一人の自覚と行動にあるのではないでしょうか。

現在、川辺里山7座、別名セブン・サミットは地域のボランティアの方々が築きあげたものです。岐阜のグランドキャニオンとして全国的に有名になった遠見山は、ある地元の方お一人が人びとを動かし、町を動かし、マスコミを通じてその名が知られるようになりました。しかもこのコロナ禍の3年の間に、です。八坂山しかり、権現山・米田富士しかり。地元の人々の熱意、意気込み、ここまできた最大の要因であります。さすれば、今こそ行動すべきとき。コロナで傷ついた町を、人々を蘇らせるのは、一人の町民の努力と情熱から始まるのではないでしょうか。たった一人でよいのです。川辺町を蘇生させ、繁栄させ、発展させるのは、たった一人の行動から始まるのではないでしょうか。

御提案いただきました「地域のふれあいの場づくり」「子ども食堂、ふれあい食堂の設置」「学校の開放」、いずれも地域力の回復、コミュニティの再生に大きな力を発揮するものだと思います。さすれば、このテーマを突き動かす一人が欲しい。その一人が周囲を動かし、地域を動かし、町を動かして大きな渦となってゆくことでしょう。

市原議員を筆頭に、有志の方々の行動に期待し、行政としてもその行動を最大限、応援・協力・援助することお約束して答弁といたします

- ◎4番(市原敬夫君) 議長、再質問をお願いします。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 再質問を許可します。
- ◎4番(市原敬夫君) 今、町長から3つの提案を認めるものの、個人の行動に期待するから市原頑張れと。このような回答であったかと思います。

しかし、この3つの提案は、その背景に人の繋がりや貧困問題、高齢者の生きがい対策、 地域コミュニティスクールなど、いろいろな目的と問題を含んでおります。特にふれあい の日の設定や学校開放など、やはり行政として位置付けていくことが大事であると考えま す。町長として、もう一度、この3つの質問、提案についてどのようにお考えでみえるか お伺いをいたします。

◎町長(佐藤光宏君) 市原議員の御提案は素晴らしいものだと認識しております。それは間違いございません。そしてそれを、すぐさま行政が取り上げて、そして実行するかどうかというのは、まだ、その段階ではないと思っております。

素晴らしい御提案で、少しでも実現に近づきたいという気持ちは私の心の中に灯っておりますけれども、それを1つ1つ具体化していくことに対して、まずは少しずつのステップがあるんではないかなぁというふうに思っております。

先ほど川辺 7座、セブン・サミットの例を申し上げましたけれども、ある団体の皆さんは私どもに「登山道を整備せよ」、「枝を刈りとりなさい」と、それから「駐車場を作れ」「トイレを作れ」、いろいろなことを要望として私どもに出されてまいりました。その時に私どもの担当者が答えたのは、実は他にも同じような団体があって、1つ1つ自分たちで整えていって、そして最終的には町をも動かして。あの時は確か、看板を作ってほしいというようなご要望があって、定住自立圏構想美濃加茂の中から補助金をもらって、看板を作って、登山者の方に便宜を図った。それはだいぶ後の話でございまして。とにかく、自分たちでまず行動を起こすと、いうことが大事だと見本のような事業でございました。そして、今、先ほど言いましたように、全国ネットのテレビに出て、それをゴールデンタイムでご覧になった方々から多くの問い合わせが川辺町に来ております。

ですから、市原議員の御提案に対して、議員から積極的に、町に丸投げするんではなく て、議員からまずは第一歩を踏み出していただきたい、というのが私の偽らざる気持ちで ございます。よろしくお願いします。以上です。

- ◎4番(市原敬夫君) 所見を述べて終わります。
- ◎議長(佐伯雄幸君) それを許可します。
- ◎4番(市原敬夫君) 今、町長から答弁をいただきました。私は自治会や福寿会など、地域のいろいろな組織が少しずつ弱体化し、みんなで助け合うという行事が失われつつあります。少子高齢化の中でお互いが助け合い、励まし合って、活力のある川辺町を構築するためにも、やはり「ふれあいの日、作るぞ」「みんな、ついてこいや」。それから、最後

の学校開放、「みんなで子どもたちを見たってくれや」。こういうようなことはですね、やはり町長のリーダーシップのもとに、行政と地域が一体となってぬくもりのある地域づくりができると思います。そういう意味で、今後、私たちも頑張りますが、行政の積極的な要望いたしまして質問を終わります。

◎議長(佐伯雄幸君) 以上で、市原敬夫君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。ここで、休憩に入りたいと思います。再 開時間を10時45分と定め、休憩といたします。

> (休憩 午前10時30分) (再開 午前10時45分)

◎議長(佐伯雄幸君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第1号「可茂消防事務組合規約の一部改正に関する協議について」から、 日程第20 議案第19号「令和5年度川辺町下水道事業会計予算」までの19議案を一括 議題といたします。

ただ今、議題といたしました19議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果ならびに経過について報告を求めます。 総務委員会委員長 平岡正男君。

◎総務委員長(平岡正男君) 議長より報告を求められましたので、総務委員会における 審査の結果ならびに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第1号から議案第19号までの審査結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第1号「可茂消防事務組合規約の一部改正に関する協議について」、案第2号「川辺町副町長定数条例の制定」、議案第3号「川

辺町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第4号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第5号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第6号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第7号「川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第8号「川辺町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」、議案第9号「令和4年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」、議案第10号「令和4度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」、案第11号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、議案第12号「令和4年度川辺町で後期合計補正予算(第4号)」、議案第13号「令和4年度川辺町で入護保険特別会計補正予算(第4号)」、議案第13号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」、議案第14号「令和5年度川辺町一般会計予算」、議案第15号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第17号「令和5年度川辺町介護保険特別会計予算」、議案第18号「令和5年度川辺町水道事業会計予算」、議案第18号「令和5年度川辺町水道事業会計予算」、議案第19号「令和5年度川辺町下水道事業会計予算」、

本委員会は、付託された議案第1号から議案第19号までのうち、議案第2号、議案第4号及び議案第14号以外の16議案は、全会一致で、議案第2号、議案第4号及び議案第14号については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された19議案について、3月3日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ268件余りの質疑に対する応答を行いました。付託された19議案のうち議案第2号「川辺町副町長定数条例の制定」については、反対意見として、必要性は認めるが、現在の財政状況から行財政改革と併せて行うべきであるとの意見がありました。賛成意見としては、様々な事業を抱えている状況下であるので、副町長を置く制度に戻すのは賛成であるとの意見がありました。よって、議案第2号については、挙手による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決するにいたりました。

議案第4号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、反対意見として、厳しい財政状況と、物価が高騰している社会情勢下であることから、今回は見送るべきであるとの意見がありました。 賛成意見としては、報酬審議会から、町、議会に対する期待等により受けた答申によるものであり、これを尊重すべきであるとの意見がありました。よって、議案第4号については、挙手による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決するにいたりました。

議案第14号「令和5年度川辺町一般会計予算」については、反対意見として、議案第4号の報酬等の条例に関する関連予算があることから反対であるとの意見がありました。 賛成意見としては、補助金交付団体に対する補助金等の適正な執行と団体に対する適切な指導等を実施すること等、意見はあるが、必要な予算として賛成するとの意見がありました。よって、議案第14号については、挙手による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決するにいたりました。

これ以外の議案については、報告書にありますとおり、いずれの議案についても全会一 致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

ただし、議案第14号「令和5年度川辺町一般会計予算」についての審査では、別紙附 帯決議が委員から提案され、採決の結果、全会一致により附帯決議を付するに決しました。

ここで、委員会で決しました附帯決議を朗読いたします。

附帯決議 議案第14号「令和5年度川辺町一般会計予算の執行」にあたっては、下記の事項に十分留意して取り組まれることを強く求める。

1. 社会福祉協議会補助事業における、補助金については、適正に執行するとともに、町として補助金団体への必要な指導監督を十分に実施し、当該団体の経営改善が早期に実現するよう努めること。令和5年3月10日 総務委員会

以上で、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長(佐伯雄幸君) 大変御苦労様でした。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで、委員長報告に対する質疑を終わります。これより、案件ごとを議題とします。

議案第1号「可茂消防事務組合規約の一部改正に関する協議について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号「可茂消防事務組合規約の一部改正に関する協議について」は員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号「川辺町副町長定数条例の制定」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 議席番号7番 古川政久君。
- ◎7番(古川政久君) 私は、議案第2号「川辺町副町長定数条例」につきまして、反対の立場から討論を行います

副町長の定めにつきましては、過去、自治法の改正によりまして「原則、1名置く」ということでございまして、「例外的に置かないことができる」というような改正がされたところでございます。

本町におきましてはまさに、この例外規程において副町長を置かないということで長く やってまいりました。その当時でございますが、国におかれましては三位一体改革等によ りまして、大きく地方公共団体の財政の締め付けが大変厳しく、行財政改革は喫緊の課題 でございました。併せまして、市町村合併の取り組みも大きな課題となっていました。

こうしたことを契機といたしまして、本町の行財政改革が本格的にスタートを切りました。給与の削減、組織機構の再編、職員の削減、支所の廃止など、まさに身を切る改革が断行されました。副町長を置かない条例も機構改革の象徴として実行されたものと承知をしております。これにより、健全財政への転換、行政効率の向上など一定の評価ができるようになったものと思います。

さて、町長から副町長制度につきましての提案説明がございました。納得する部分もございますが、昨年度12月に提案され、私としては若干の唐突感を感じざるを得ません。そこで申し上げたいのは、令和5年度予算が提案されておりますが、相当厳しい行財政運営ではないかと拝察をいたしております。総務委員会でも申し上げましたように、一般会計におきましては歳入では税収の方が伸び悩み財政調整基金の繰入、歳出におきましては、給与明細書によれば町長と一般職、会計年度職員、合計で5,214万円ほどの増額となっております。人件費のトータルを見ますと、他の支出項目の中で性質別で見ますと人件費が1番増加になっております。今後の行財政の上で、重しになると私は考えておるところでございます。

また、統合小の問題、駅裏西事業の財源の見とおし、起債償還の増加、特別会計においては国保会計における負担軽減の経過措置が終了となり、負担の増額が想定されます。企業会計におきましても、上水道会計への赤字への突入、下水道会計におきましてもすでに

赤字会計となっております。今後の一般会計への依存体質が、一層強くなるものと考えて おります。

こうしたことから、行財政改革の方針は、緩むことなく進めていかなくてはなりません。 行政改革はもちろん、各会計、団体における経営改善などまったなしであります。その 行政改革のうち、機構改革の延長線上に副町長を設置する制度があると考えております。 したがいまして、本条例案につきましては、行政改革の俎上に上げ、決定していくものと 承知をしております。

以上のことから、反対の討論とさせていただきました。以上です。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 5番、櫻井芳男君。
- **◎5番(櫻井芳男君)** 私は、川辺町副町長制を戻すというような趣旨から、賛成としております。

副町長制度の条例改定で自然体に戻すというようなこと、そして今、反対討論の中にありました財政的負担は確かにあるかもしれませんが、制度として今回、条例を制定するということにし、任命する時の状況を鑑みて時期尚早、また財政的な負担を考慮すればいいといいふうに考えます

どちらか重視ということになると思いますが、ニワトリが先か卵が先かというような問題で、とりとめて制度として設けても今すぐに緊急に負担がかかるということではない、と考えます。

今、3大プロジェクトと言われております小学校統合問題等がございますので、そのような中で本当に必要な時期が来るかもしれません。そのようなことを考えまして、川辺町の今後のことを考えまして、条例で副町長制を制定するということに問題はないと考えます。以上で賛成の討論といたします。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 3番、瀬尾俊春君。
- ◎3番(瀬尾俊春君) 私も賛成の方です。一応条件を付けます。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 瀬尾議員、今は反対討論、賛成討論をして、瀬尾さんは反対討論を行われるわけですね? 賛成討論なんですか?
- ◎3番(瀬尾俊春君)でも、条件を付けるなら、、、。いわゆる、いいですか、ちょっとしゃべって。
- ◎議長(佐伯雄幸君) ちょっと待ってください。瀬尾さん、反対討論が出てないので、 賛成討論は発言を許可しません。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 9番、井戸三兼君。
- ◎9番(井戸三兼君) 町長は選挙の時に、マニフェストに副町長制を挙げておられなかった。で、そのことで私、前回も反対しました。町民はやはり選挙の時、副町長制を出していない方に入れた場合もあるということも考えますと、やっぱり町民の前できちっとこういうことを、必要性を説いてですね、やっていただきたいなと思いますので反対です。
- ◎3番(瀬尾俊春君) 反対討論いいですか。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 3番、瀬尾俊春君。
- ◎3番(瀬尾俊春君) 私は条件を付けます。

この話があったときに町長からおっしゃったのは、岐阜県の町村会の議長に決まる可能性が極めて強い、それで6月1日から向こうに行く、非常に県、国との折衝も多くなって出張も多くなる、そういうお話しがありました。それから私の考えは、後は、福島の問題も。どっちに転ぼうが大変な話。それから西口の問題、学校の問題、それから社会福祉協議会の問題、いろいろ複雑な問題が出てきますよね、本当に忙しければその時に副町長を決めれる、という条件のもとに私は賛成します。

◎議長(佐伯雄幸君) ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) これで討論を終わります。これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成少数)

◎議長(佐伯雄幸君) お座りください。起立少数、したがって、議案第2号「川辺町副町長定数条例の制定」は、否決されました。

議案第3号「川辺町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を 改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「川辺町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

- **◎議長(佐伯雄幸君)** 5番、櫻井芳男君。
- ◎5番(櫻井芳男君) 特別職報酬審議会からの答申は、議員のなり手が少なく、今後のなり手を期待するというような趣旨で、議員報酬で5%ということでした。しかし先ほど副町長のところで反対された方々、財政難というようなことの中に、また、物価高、町民の方は物価高に悩まされているというような状況です。

こういった中で、学校等の大きなプロジェクトを抱え、そして今日見送るべきというふ うに考えます。また、町長等、教育長、特別職、そして我々議員として一体でこれを提出 されたということにも、違和感を感じております。

よって、今の状況で5%ということは、反対としたいと思っております。以上です。

- ◎議長(佐伯雄幸君) 3番、瀬尾俊春君。
- ◎3番(瀬尾俊春君) はい、ちょっと意見申し上げます。

ご存じのとおりこの物価高で、市民が困窮しております。それで、給与を上げるという 風潮は、全国に広まっておりまして、企業はやっぱりもうすでに上げております。多分、 役場の職員についても国の答申かなんかが来て急に上がると思いますんで、急に上げると なると私たちが上がりませんので、ある程度私たちの給料も高いわけではございませんの で、5%だってあれば大丈夫だろうと。それから町長、教育長、そのへんの5%がいいか 悪いかっていう問題なんですが、決してこれ、高い金額の給料をもらってるわけじゃない んで、私は構わないと思います。

そしてもう1つ、最後に1つ言いたいことがありますのは、役場の職員についてです。 私が調べましたところ、ラスパイレス指数、これは国の職員とそれから地方行政に関わる 人の給料の比率みたいなものなんですけれども、実は川辺町は今近辺で1番低い、ちょっ と待ってくださいね。93%セントです。七宗町ですら97%。大体そうすると4%違い ますね。一般職員の給与が、月額約20万円なんです。4%だと約1万円少なくもらって いるわけですよ。だからこのラスパイレス指数を上げることを提案します。これは提案す るだけでお答えいただかなくても構いませんが、やはり役場職員のラスパイレス指数をよ そと同じように上げていくべきじゃないかと。

1番最後にですね、七宗町が1番あれだったんですが、ちょっと待ってください。ラスパイレス指数が94%から97%になったのは、平成30年です。

- ◎5番(櫻井芳男君) 議長、関係ない・・・。
- ◎3番(瀬尾俊春君) ちょっと待ってください。私は賛成します。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 瀬尾さん、賛成ですね。7番、古川政久君。
- ◎7番(古川政久君) 貴重な意見が瀬尾さんの方からありましたが、1つ申し上げたいのはですね、民間は確かに上がっていると思います。しかしながら、これは川辺町の議会でございますので、我々は住民の意思によってやっぱり、給与決定というのが望ましいということでございます。

今の社会環境なり、川辺町の状況を見ますとですね、いろんな難題がございます。で、中小企業の動向は、まだ、明らかにされてはおりません。で、言われたように、公務員は確かにいろんな指標があるんですけど、我々議員とかですね、町長につきましてはですね、決定的な指標というものはないです。したがってですね、各市町村の状況だとか全国平均だとかが1つの道しるべになるんやと思います。ただしですね、やっぱり地域のにおいを感じてですね、給与も決定するということであらなければならないと思っております。決してですね、住民の声というのは議員に給与を上げよ、というような声も私は聞いたこともございませんので、ぜひ、皆さん方につきましてもこの時期に本当に上げていいのか、ということを考えていただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長(佐伯雄幸君) 賛成討論はございませんか。これで討論を終わります。

これから議案第4号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」議案第2号を採決いたしま本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立少数)

◎議長(佐伯雄幸君) 起立少数。したがって、議案第4号「川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例及び川辺町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は否決されました。

ここで、暫時休憩にはいります。再開時間は追ってお知らせします。

(休憩 11時10分)

(再開 11時25分)

◎議長(佐伯雄幸君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第5号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより、討論を行います。討 論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 計論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号「川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「川辺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号「川辺町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」を議題といた します。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川辺町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号「令和4年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。 これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「令和4年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号「令和4度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「令和4度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「令和4年度 川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」は委員長の報告のとおり可決されま した。

議案第13号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「令和4年度 川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり可決されま した。

議案第14号「令和5年度川辺町一般会計予算」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

- **◎議長(佐伯雄幸君)** 5番、櫻井芳男君。
- ◎5番(櫻井芳男君) 議案第14号の一般会計予算につきましては、反対をいたします。 議案第4号の報酬等の条例に関する予算が含まれているということで、反対といたします。
- ◎議長(佐伯雄幸君) 4番、市原敬夫君。
- ◎4番(市原敬夫君) 先ほど、議案4号で報酬案が否決されましたけれども、新年度を 目前に控えております。実行すべき事業もたくさんありますので、執行面については原案 に賛成をいたします。
- ◎議長(佐伯雄幸君) ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) これで討論を終わります。これから議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

◎議長(佐伯雄幸君) 起立多数であります。したがって、議案第14号「令和5年度 川辺町一般会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。 これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号「令和5年度川辺町介護保険特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「令和5年度川辺町介護保険特別会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号「令和5年度川辺町水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号「令和5年度川辺町水道事業会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号「令和5年度川辺町下水道事業会計予算」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号「令和5年度川辺町下水道事業会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、井戸三兼君ほか1名から発議第1号「川辺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」が、古川政久君ほか1名から発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」が議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として、発議第1号「川辺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」を、追加日程第3として発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」を、追加日程第4として、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「川辺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」と、発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」と、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

資料を配りますので、しばらくお待ち下さい。

(資料配付)

- ◎議長(佐伯雄幸君) 追加日程第2 発議第1号「川辺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議席番号9番 井戸三兼君。
- **◎9番(井戸三兼君)** 議長より許可をいただきましたので、発議第1号について御説明 いたします。

発議第1号「川辺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川辺町議会会議規則第13条第 1項の規定により提出します。

令和5年3月16日。提出者、川辺町議会議員井戸三兼。 賛成者、川辺町議会議員平岡 正男。川辺町議会議長、佐伯雄幸様。

それでは、議案の趣旨について説明をいたします。今回の条例制定は、「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことにより、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等に係る個人情報の保護について、全国的な共通ルールの下で運用されることとなり、川辺町も令和4年12月定例会において、「川辺町個人情報保護法施行条例」が制定されました。

しかし、地方議会は、この共通ルールの適用外となっているため、「川辺町議会の個人情報の保護に関する条例」を新たに制定して、個人情報保護制度の適正な運用を図るものです。

また、条例制定にあたっては、改正法との整合性を勘案するとともに、法律が直接適用 される執行部と、適用されない議会との間で、保有する個人情報の手続きや、取り扱いに 関して差異が生じないようにしております。

それでは、条例の概要を御説明いたしますので、発議第1号の条例本文をご覧ください。 第1条から第3条までは、総則として、条例の目的、定義、議会の責務を規定していま す。

第4条から第16条までは、議会における個人情報について、保有の制限、不適切な利用や、不正な手段による取得の禁止、仮名、匿名加工情報について等、適切な取扱いを行うための事項が規定されています。

第17条及び第18条は、議会が保有する個人情報について、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成、公表すること等について規定しています。

第19条から第31条までは、議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、 手続き、請求に対する措置、開示決定等の期限、手数料等について規定しています。

第32条から第38条までは、議会が保有する個人情報の内容が事実でないとする者からの訂正を請求する権利、手続き、請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定しています。

第39条から第44条までは、議会が保有する個人情報について、条例の規定に違反して保有、利用、提供等されている場合に、利用停止を請求する権利、手続き、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、決定等の期限について規定しています。

第45条から第47条までは、開示決定、訂正決定、利用停止決定等や、これらの決定 に係る請求への不作為にかかる審査請求手続き等について規定しています。

第48条から第53条までは、雑則として、分類等未整理の保有個人情報に関する適用 除外、開示請求等しようとする者に対する情報提供、苦情処理、審査会への諮問、条例施 行状況の公表等を規定しています。

第54条から第58条までは、職員や受託業務に従事している者等が正当な理由がない場合や不正な利益を得る目的で、個人情報を自己若しくは第三者に提供したり、盗用した場合の罰則を規定しています。

最後に、附則の1として、施行日は、令和5年4月1日からとするものとし、附則の2として、川辺町個人情報保護審査会の所掌事務に、本条例に基づく諮問に応じ意見を述べることに関する事務を追加するよう、川辺町附属機関設置条例の一部を改正します。

以上提案説明といたします。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。 (「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を 行います。討論はございませんか。 (「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「川辺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といた します。提出者の説明を求めます。議席番号7番 古川政久君。

◎7番(古川政久君) 議長より許可をいただきましたので、発議第2号について御説明いたします。

発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川辺町議会会議規則第13条第 1項の規定により提出します。

令和5年3月16日。提出者、川辺町議会議員古川政久。 賛成者、川辺町議会議員櫻井 芳男。川辺町議会議長、佐伯雄幸様。

それでは、議案の趣旨について説明をいたします。今回の改正は、議会のデジタル化の 一環として導入した、タブレット端末を活用した議会運営を実施していくため、これに対 応する環境整備として、川辺町議会会議規則の一部を改正するものであります。

新旧対照表で説明をいたしますので、資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、第103条の2を加えます。ここでは、議員が、会議において、議長が指定する タブレット端末等の、情報通信端末機器を使用することができることを規定します。

また、2項においては、町長やその他の関係機関においてもそれを準用することを規定 します。

第107条については、会議中、参考のためにするもののほかは、閲読禁止である新聞 紙や書籍類のほかに、タブレット端末等の情報通信端末機器により取得した情報等を加え るものでございます。

附則として、施行日は、公布の日からとするものでございます。以上提案説明といたします。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を 行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、発議第2号「川辺町議会会議規則の一部を改正する規則」は原案のとおり可決されました。

追加日程第4、議会運営委員会の「閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する 事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長から挨拶があります。 **②町長(佐藤光宏君)** 一言御挨拶を申し上げます。新色にわかに増して暖かい日が続い

②町長(佐藤光宏君) 一言御疾拶を申し上けます。新色にわかに増して暖かい日か続いております。

お陰様で、コロナの方もここ1週間は、0もしくは1というようで、今週の月曜日13日から御承知のように、マスク着用においてもその判断を個人に委ねるというような政府からの方針が発表されました。また、5月8日からは、コロナウイルスの分類を第2類から第5類に変更するということでございます。いよいよ本格的にwitharithコロナ、aftererコロナの時期に突入したのではないかと存じます。

今朝の新聞に、高山祭ののぼりが掲げられたと。いよいよ高山祭も本確定に始動しだしたわけでございますけれども、我々としても新年度を迎えるにあたり、様々な行事やイベント等前向きに考えていきたいと存じます。

いずれにいたしましてのも本日、白熱した議論を展開いただきましたことを改めて感謝を申し上げ、今年は8月に議会議員の選挙がございます。どうか皆様、また、この議場で議論を戦わせようではございませんか。

これをもちまして、御礼の言葉に変えさせていただきます。誠にありがとうございました。

②議長(佐伯雄幸君) これをもちまして、令和5年第1回定例会を閉会とします。

(閉会 午前11時00分)